

「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成10年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、「座席ベルトに係る協定規則（第16号）」及び「二輪車の空気入ゴムタイヤに係る協定規則（第75号）」の改訂が平成19年6月に開催された相互承認協定の運営委員会である国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の第142回会合において採択されました。今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成20年2月3日に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、協定規則との整合を図るため、「装置型式指定規則」（平成10年国土交通省令第66号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等を改正する必要があります。

2. 改正概要

協定規則の改正の取り入れに伴う、装置型式指定規則等の改正事項は以下のとおりです。

(1) 新規採用事項

なし

(2) 既存採用事項

① 座席ベルトに係る基準の改正

「座席ベルトに係る協定規則（第16号）」の改正に伴い、以下のとおり細目告示等を改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車

【基準概要】

- これまで、シートベルト・リマインダ（座席ベルト非着用時に音と表示で警報を行う装置）の初期警報の作動条件をイグニッションスイッチが「ON」又は「Start」の位置からとしていたものを「ON」の位置のみとします。
- 座席ベルトの試験において、従来から規定されている減速式スレッド装置に加え、加速式スレッド装置の使用を認めます。

【適用時期】

- 平成26年2月3日以降に製作される自動車に適用されます。

② 二輪車の空気入ゴムタイヤに係る基準の改正

「二輪車の空気入ゴムタイヤに係る協定規則（第75号）」の改正に伴い、以下のとおり装置型式指定規則及び細目告示等を改正します。

【適用対象】

- 二輪車自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ

【基準概要】

- これまで本基準の適用対象であった二輪車自動車及び側車付二輪自動車に加え、三輪自動車が本基準の適用対象となります。

【適用時期】

- 平成20年2月3日以降に製作される自動車に適用します。

(3) その他

以下の項目について細目告示等を改正します。

① 速度抑制装置に係る基準の明確化

【適用対象】

- 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの及び当該自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

【基準概要】

- 改造又は故障により速度抑制装置が適正に機能しない状態が保安基準不適合である旨の基準の明確化を行います。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

② リヤオーバーハングに係る基準の明確化

【適用対象】

- 車両を専用に運搬する自動車

【基準概要】

- 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（いわゆるリヤオーバーハング）に関して、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距（いわゆるホイールベース）の3分の2以下までとしている自動車に車両を専用に運搬するものが含まれることを明確化します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

③ ABSに関する基準の明確化

【適用対象】

- 教習所等で使用する教習用自動車

【基準概要】

- 教習所等において急制動教習を行う自動車については、ABS機構の有効性を教習するため、ABSの機能を手動で停止させる操作装置を備

えること及び同操作装置によりABSの機能を停止させることを基準緩和認定することができるようにするため所要の基準改正を行います。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

④ 前照灯の性能に関する適合性の確認方法

【適用対象】

- 被牽引自動車を除く自動車

【基準概要】

- 前照灯の性能に関する適合性の確認方法については、近年の前照灯の技術の進歩に伴って多様化しそれに対応した見直しが必要となっています。

このため、細目告示と自動車検査独立行政法人等の検査機関が行う確認方法の見直しを行います。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

3. スケジュール

公布：平成20年1月下旬 予定

施行：平成20年2月3日 予定

なお、ECE規則文書（原文）につきましては下記ホームページをご参照ください。

「座席ベルトに係る協定規則（第16号第4改定補足第9改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2007/wp29/ECE-TRANS-WP29-2007-24e.pdf>

「座席ベルトに係る協定規則（第16号第5改定案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2007/wp29/ECE-TRANS-WP29-2007-25e.pdf>

「二輪車の空気入ゴムタイヤに係る協定規則（第75号補足第12改定案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2007/wp29/ECE-TRANS-WP29-2007-32e.pdf>